

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課
主幹兼主任指導主事 金子功様
主任指導主事 小池浩次様

前略 川越市の広田博志と申します。

昨日は、遅い時間までありがとうございました。

率直に申し上げて、昨日の会談は、事前にお知らせ頂いていた「打合せ」というには程遠く、一方的な「通告」の場であったと受け止めております。

さて、川越市教育委員会が求める二男明理の県立特別支援学校への就学にあたって保護者である私は、合理的配慮、必要な支援の提供確保及び親の就労維持の観点から、本年3月10日、川越市教育委員会を通じて、解決すべき課題があることを文書でお伝えしました。課題とはすなわち、埼玉県立の特別支援学校において、

1. 保護者に学校待機を求めない看護師による医療的ケアの実施
 2. 放課後のいわゆる学童保育の確保
 3. 通学時における保護者負担（送迎させていること）の改善
- の3項目を柱とする具体的内容です。

これらに対し、貴殿らは、昨日の会談の席上、私に対し、埼玉県教育委員会として、上記3課題とは異なる方向性での数々の「お願い」を口頭で申し付けられました（以下、「本件お願い」といいます）。

併せて貴殿らから、本件お願いについて当方で検討するよう申し付けられておりますところ、本件お願いが口頭であったため不明瞭な部分もあり、聞き漏らしや行き違いその他誤解などを防止する観点から、本件お願いについては、すべて文書にて通告して頂くべきことと私は結論づけるに至りました。（なお、同種のものにつき、今後も同様です。）

つきましては、埼玉県教育委員会が、二男の県立特別支援学校への就学にあたって上記3課題に関し保護者である私に対し協力を求めることの具体的内容については、発信年月日及び発信者を明記のうえ、発信者の公印を省略せずに文書でご通告下さいますようお願い申し上げます。

なお、通告内容が昨日口頭で申し渡されたものであることに鑑みて、すでにその内容は確定しているはずでしょうから、文書は本通知到達の翌日から2週間以内に当方に到達するようご送付下さい。もしも万が一、期限内に文書が届かない場合には、本件お願いはすべて撤回され、県の責任において上記3課題を履行して頂けるものと理解いたしますので、念のため申し添える次第です。草々

2011年7月14日

(住所省略)

広田博志 (署名押印)